

*以下の文書は、2006年4月11日付けであらかじめ送っていただいた文書に、同月14日の面接の際に担当検察官から受けた説明の要旨を追記したものです。

【 】で示した部分が面接当日の担当検察官の説明、()部分が半沢の反論又は補足、それ以外が11日付け文書の内容です。

面接当日の説明順序は、以下の文書のそれとは異なっていましたが、11日付け文書で記した順序に合わせて整理し追記しました。

2006年4月11日

〒100-8903 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
電話 - - (直通)

東京地方検察庁
検察官 検事 佐久間 進 様

〒 -
東京都足立区
自宅電話 - -
(家庭の事情により、つながりにくい)
(留守電、携帯、FAX、メールアドレスは無)
半澤一宣(印)(はんざわ・かずのり)

平成18年3月27日付け「東地刑第1552号及び1553号」
処分通知書による不起訴処分理由の説明の請求に関連する質問

前略失礼いたします。

標記の請求について、今月7日に佐久間様から電話連絡をいただいた後、私が現時点で御説明願いたいと考えている不明・疑問点をまとめた文書をあらかじめお送りしておいたほうが、説明の円滑化のため望ましいであろうと考え、本状をお送りすることにしました。

以下の事項について、14日の席で佐久間様からの御説明を求めたく考えておりますので、できれば14日の席に回答書を御用意くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、以下に記す問題意識は、先月28日付け朝刊各紙で報道されている範囲内での不起訴理由に基づいて、現時点で私が感じている疑問・不明点について記したものであり、14日の席での御説明内容次第では更に追加の質問を行う場合がございますことを、御了承願います。

【不起訴処分を決定するまでの経過について】

昨年のある時期、人事異動に伴い前任者から引継ぎを受け、その後1人で捜査を続けてきました。検察では、オウム真理教事件のようなよほどの大事件でない限り、1つの事件は1人で担当するのが原則です。

この事件では、踏切保安係の起訴は前任者が行い、星野検察官がその公判を担当、私が引継ぎ後の捜査担当でした。踏切保安係の公判で新たに判明した事実関係などの情報は、星野検察官からそのつど報告を受け、毛塚・大芦の両被疑者などに係る捜査にも生かしてきました。それらを参考に、私自身第37号踏切の現場を訪れたり(2005年12月)関係者から事情聴取をしたりもしました。ところが、事情聴取をした関係者は、様々な事情から時と相手によって話の内容を変えることがあり、食い違っている話のどちら

が真実か、判断に難航することもありました。

最終的に、嫌疑不十分で不起訴の決定をしたわけですが、起訴を求めていた御遺族の意向に沿うことができず、申し訳なく思っています。私の検察官人生でも最大の事案であり、不起訴が正しかったのかどうか、これからも機会あるごとに自問し続けることになるのだろうと思っています。】

1. 不起訴処分の理由に関連する質問

「駅長事務引継書」に関連する疑問

昨年10月7日に開かれた事故当事者の踏切保安係の第4回公判（事件番号：平成17年刑（わ）1481号）で、担当の星野検察官は、甲50号証として「駅長事務引継書」を提示しています。この引継書には、踏切関係の項目で、踏切保安係の間で遮断機早上げ防止装置の自動ロックの解除ボタンを操作しての踏切開放が常態化していることに言及したうえで「解除ボタンの使用が原因で事故が発生しても、会社は責任を取らない」旨が明記されていることが、明らかにされています。

このような記述がある「駅長事務引継書」は、毛塚満被疑者を始めとする歴代の竹ノ塚駅長が、解除ボタンの誤操作に起因する重大事故の発生を予見していた事実があったことを裏づける、物的証拠であることは明らかです。

したがって、毛塚被疑者らが、重大事故が発生する危険性を予見していた一方で、それを未然に防止するための対策を何も講じていなかったという不作為の事実は、毛塚被疑者らに「自らの不作為によって重大事故を誘発し、踏切通行人を死傷させてしまうのを、未然に防止できなくても構わない、やむを得ない」という未必の故意（未必の殺意）の認識があったことを裏づける、明白な証拠に他なりません。

検察は、毛塚被疑者らにこのような未必の故意（未必の殺意）の認識があり、その認識に基づいて現に踏切通行人を殺害若しくは負傷させた事実があったことを裏づける証拠（上記の「駅長事務引継書」）を入手しているにもかかわらず、毛塚被疑者らの刑事責任を不問とすることに、一体どのような合理的正当性があると考えているのかについて、御説明願います。

【「駅長事務引継書」で「事故が発生しても」云々とあるのは、鎖錠解除ミスではない、別のことを想定して書かれていたものです。】

（その「別のこと」というのは何ですか？）

【それは捜査上のことですので、お教えできません。少なくとも、歴代の駅長は「人が死んでもいい」とまでは思っていなかったことは確かです。

それと、遮断機の鎖錠解除は、殺人行為には当たりません。殺人の実行行為がないものを、殺人として立件することはできません。】

（しかし、その理屈だと、オウムの松本智津夫被告を殺人罪で立件するのもおかしいことになりませんか？）

【彼の場合は、部下に「殺れ」と指示をしていました。この事件の場合、駅長は、踏切保安係に「鎖錠を解除しろ」のような指示を出していません】

（しかし、それは作為犯か不作為犯かだけの違いでしょうか？ 鎖錠解除ミスへの対策を講じないという駅長たちの不作為は、それに起因する事故の発生を防止できなくても構わないという「未必の故意」の認識と表裏一体の関係だったのですよ。）

【しかし、この事件では、不作為犯としての犯罪事実を裏づける証拠は、何もありませんでした。つまり、法律上の予見可能性がなかったということです。

半沢さんは、駅長などを故意犯として、殺人及び傷害の罪で告発されていましたが、私は、まず過失犯として捜査しました。過失犯が成立しない状況では、故意犯も成立しな

いからです。しかし、この事件の場合、鎖錠解除の黙認という駅長などの実行行為と、事故の発生という結果との因果関係を、証明することはできないと判断しました】

事故発生の予見可能性に係る判断に、明白な矛盾があることへの疑問

先月28日付け『東京新聞』によれば「検察は『踏切保安係が安全確認を怠ったことが事故の主因で、(毛塚・大芦の両被疑者が)事故が起きる可能性を予見することは困難だった』としている」とされています。

私は、検察が「(毛塚・大芦の両被疑者が)事故が起きる可能性を予見することは困難だった」としている見解が、先に記した「駅長事務引継書」に係る事実、すなわち毛塚被疑者らが事故発生の可能性を予見していたことを裏づける物的証拠が存在している事実と、明らかに矛盾していると考えます。

検察は、この矛盾をどのように考えているのかについて、御説明願います。

【私は、全部の新聞に目を通してはいるわけではなく、また断片的にしか書かれていない記事をいちいち気にしてられないので、何とも説明のしようがありません。】

踏切保安係の「確認不十分」を「人為ミス」とであると認めていない問題に係る疑問

同日付け『朝日新聞』によれば「検察は『(毛塚・大芦の両被疑者は)踏切保安係が安全確認を怠ったままで遮断機を上げるとまでは予想できなかった』としている」とされています。

しかし、踏切保安係が単に安全確認を怠ただけであれば、遮断機早上げ防止装置が働くことによって、遮断機を上げられるはずがありません。

私は、事故当事者の踏切保安係が、接近中の列車が他にないかどうかをよく確かめないうで、遮断機早上げ防止装置の自動ロックの解除ボタンを操作して遮断機を上げてしまったことが、本事件の直接的な原因であるとする~~こと~~それ自体には、異論はありません。

この「遮断機早上げ防止装置」とは、踏切保安係が、1個列車が踏切を通過した直後に別の列車が接近中なのを失念して、つまり十分な確認を怠って遮断機を上げてしまうのを自動ロックによって防ぐための装置として、1960年代に東武鉄道が設置していたものです。このことは、先に記した昨年10月7日の第4回公判における池田直人被疑者(私が昨年11月10日付けの星野検察官あて文書にて告発したうちの1人)への証人尋問によって、明らかにされています。

したがって、上に引用した『朝日新聞』の記事に誤りがなければ、検察の判断には以下の2点において重大な不合理があると、私は考えます。

1点目は、「毛塚被疑者らが『踏切保安係が安全確認を怠ったままで遮断機を上げるとまでは予想できなかった』とする考え方を前提とすると、毛塚被疑者らが現場での解除ボタンの使用が日常化している実態を把握していた事実と合わせて考えた場合、毛塚被疑者らが「踏切保安係が解除ボタンを操作するときに安全確認を怠ることはあり得ない」と認識していたと考えなければ、話全体のつじつまが合わない理屈になります。しかし、そうだとすると、先に記した「駅長事務引継書」で「解除ボタンの使用が原因で事故が発生しても」云々と、毛塚被疑者らが解除ボタンの誤操作が起り得ると認識していたことを前提とする文書が存在していた事実と、矛盾することになります。

2点目は、一般に「人為ミス」というものが「確認不十分」と因果関係にあることを合わせて考えたとき、毛塚被疑者らの「踏切保安係が解除ボタンを操作するときに安全確認を怠ることはあり得ない」という考え方それ自体が、人間(踏切保安係)を相手に一切の確認ミスを許さないという、無理な要求を前提としたものである理屈になってしまうことです。百歩譲って、人間が一切のミスを犯さず、完ぺきな業務遂行が可能であるとすれば、

今度は東武鉄道が遮断機早上げ防止装置を設置した理由と矛盾が生じることとなります。

上に引用した新聞記事に何らかの誤報があるのかどうか、誤報でないのであれば、検察の今回の不起訴処分が、これらの矛盾を前提としなければ成り立たない、不合理な論理に基づいたものであることについての検察の見解を、御説明願います。

【赤ボタンの操作ミスには、安全確認をしたうえでの操作ミスと、安全確認をしないでの操作ミスとの、2種類が想定できます。しかし、問題の踏切保安係の場合は、線路の目視確認も、時刻表の確認も、連動盤の指差呼称も、全く何も安全確認をしていませんでした。彼が何もしていなかったことで、安全弁がすべて吹っ飛んでしまったわけです。彼が（執行猶予でなく）実刑になったのも、彼自身のこのような服務姿勢に問題があったと、裁判所も判断したからではないでしょうか。

とにかく、今回の事件は、踏切保安係の安全確認義務違反に尽きます。鎖錠解除も原因の1つには違いありませんが、あくまでも彼が安全確認を怠ったことが、事故の主因です。私がそのように考えていたときに判決文を参考にしたら、裁判所の判断も自分の考えと一致していたので、そのように結論づけることにしたわけです。】

踏切保安係による解除ボタン使用の日常化を誘発した、根本原因者としての東武鉄道の責任を不問とした「片手落ち」に係る疑問

一般論として、Aさんが落とし穴を掘り、Bさんがその落とし穴にはまってけがをした場合、Bさんのけがに対する責任が、落とし穴を掘った原因者すなわちAさんに所在するのは、当然のことでしょう。

しかし、検察は、今回の不起訴処分において「落とし穴に注意を払わなかった踏切保安係のほうが悪いのであって、落とし穴を掘った東武鉄道の上層部には責任はない」と言うのと同じ、不当な論理を展開しているように思われます。

どういうことかということ、検察が、今回の不起訴処分の決定において、解除ボタンの誤操作という踏切保安係の人為ミスに起因する重大事故の発生を未然に防止すべき立場にありながらこれを怠り続けてきたという、施設管理者たる東武鉄道の不作為責任の所在について、考慮に入れている様子が見られないからです。言い換えれば、検察が、私が前項で記した「遮断機早上げ防止装置の自動ロックの解除ボタンを操作して」の部分に係る問題点を顧みしていない点に、疑問があるということです。

なぜなら、本件踏切惨事は、踏切保安係の確認不十分と解除ボタン誤操作との両方が重ならなければ、発生しなかったはずだからです。言い換えれば、解除ボタンの操作が踏切保安係の基本作業の1つであるかのような形で日常化してしまっていた事態が引き起こされていなければ、今回の事件は起こらなかったはずだということです。

先に記したように、事件が発生した踏切では、本来は踏切保安係の人為ミス対策として設置されていた遮断機早上げ防止装置のフェイルセーフ機能が、解除ボタンの常用によって失われてしまっていました。しかも、解除ボタンを誤って操作して遮断機を上げてしまうという人為ミス対策としての、二重のフェイルセーフ装置は、設置されていませんでした。そして、毛塚被疑者らが、現場で解除ボタンの使用が日常化している実態があることと、事故防止には解除ボタンの誤操作という人為ミスへのフェイルセーフ対策が必要であることなどを認識していたことは、先に記した「駅長事務引継書」の存在が証明しています。

一方、踏切保安係が解除ボタンを操作することによる、便宜的な踏切開放が常態化するに至った背景については、昨年9月5日に開かれた事故当事者の踏切保安係の第3回公判で、先輩格の踏切保安係の証言によって明らかにされています。すなわち、事件が発生した踏切は、遅くとも1960年代には、いわゆる「開かずの踏切」状態になっていました。

このため、踏切保安係たちは、長時間待たされる通行人から「早く踏切を開けろ」と、詰所のドアを蹴飛ばして壊されたり、時には刃物を突きつけられて迫られるなどのトラブルに、しばしば巻き込まれていました。しかし、現場責任者である、毛塚被疑者をはじめとする歴代の竹ノ塚駅長は、警察に届け出たり通行人からの苦情に対応する要員を配置するなどの対応を怠り、従業員（踏切保安係）の身に危害が及ぶおそれさえある、劣悪な労務環境を放置し続けてきました。

このように、踏切保安係による解除ボタン使用の常態化が、繰り返される通行人からの苦情、更には踏切保安係の使用者（東武鉄道）の「開かずの踏切」問題に対する無策の結果、内規違反であることを承知していてもこれを行わざるを得ない心理状態に追い詰められたことによって引き起こされたものであることは、東武鉄道も「竹ノ塚踏切事故に関する安全対策の推進について」と題する社内調査報告書（事故当事者の踏切保安係の刑事裁判に「弁1号証」として証拠提出され、星野検察官も証拠採用に同意）で認めています。このような事実経過に鑑みれば、毛塚被疑者らには、踏切保安係たちを内規違反としての解除ボタン操作を常時行わざるを得ないように仕向けた、すなわち「落とし穴を掘った」原因者責任が所在していることは明白です。

したがって、今回の事件については、他に接近してくる列車が本当にないかどうかを十分に確認しなかった踏切保安係のミスだけでなく、現場での解除ボタン使用の日常化を誘発し、その事実を把握してからも何ら対策を講じなかった、毛塚・大芦の両被疑者らの不作為にも、責任が所在していることは明らかです。

ところで、星野検察官は、昨年10月31日に開かれた事故当事者の踏切保安係の第5回公判での被告人質問の際、被告人が自らの確認不十分が原因で危うく事故を免れた、ヒヤットした経験が過去に何度かあったという話になったとき「それだけヒヤットした経験があれば、解除ボタンを使用するのが仕方なかったとしても、安全確認の基本動作が必要なことはわかるでしょう？」という意味のことを、被告人に詰問していました。

私は、安全確認という基本動作が必要不可欠であるとする部分には同感ですが、一方で「解除ボタンを使用するのが仕方なかったとしても」と、「落とし穴を掘った」原因者側（東武鉄道）の不作為を是認することを前提とした尋問をしていたことには、違和感を覚えました。なぜなら、この踏切保安係は、踏切通行人を死傷させてしまった加害者であると同時に、上に記したずさんな労務管理の被害者でもあるはずなのに、検察は、そのことを思料せず「落とし穴にはまったほうが悪い」と、被告人に鞭を打つ「弱い者いじめ」をしている印象を、免れることができなかったからです。

検察は、「落とし穴にはまった」踏切保安係の結果責任を厳しく追及した一方で、「落とし穴を掘った」毛塚・大芦の両被疑者らの原因者責任を不問にしました。このような処分決定は、犠牲者まで出ている事件の真相解明のあり方としては明らかに片手落ちであり、検察制度に対する国民の信頼さえ揺るがしかねないものであると、私は考えます。

同時に、今回の不起訴処分の決定は、従業員の使用者及び施設管理者としての東武鉄道の責任範囲を著しく過小に認定してしまったことで、今後、東武鉄道に限らない企業や組織で従業員の人為ミスに起因する事故や事件が再発した際に、その上層部が、人為ミスを犯してしまった従業員にすべての責任を押し付け、従業員の人為ミスへの対策を講じるべき当然の責務の所在を否定する責任逃れを助長しかねない点で、社会全体の企業倫理にも重大な悪影響を及ぼす、悪しき前例となってしまうおそれさえあります。

今回の不起訴処分の決定が、原因者責任の過小評価という形で、社会秩序への悪影響を誘発しかねない問題についての、検察としての見解を御説明願います。

【駅長たちに、踏切保安係が赤ボタンを日常的に使用している事実の認識があったことは確かです。しかし、彼らが踏切保安係に赤ボタンを使用する習慣を植え付けたこととの

因果関係を証明するのは難しく、したがって刑事責任も問えないと判断しました。半沢さんが言うように、今回の事件が、踏切保安係の確認不十分と赤ボタンの操作ミスとの両方が重なったことで発生したものであることは、間違いありません。

しかし、駅長などは、この2つのミスが重なって発生することを、果たして予見できたでしょうか？ 問題の踏切保安係は、駅長などが定期巡回でやって来たときだけ指差呼称などをして、ふだんはそれをほとんどしていませんでした。駅長などは、自分たちが巡回で訪れたときに踏切保安係が指差呼称をきちんとしていれば、それ以外のときには指差呼称をサボっているとは思わないのが、普通ではないでしょうか。

もう1つの問題として、鎖錠解除の実態があることは、歴代の駅長によって相当以前から把握されていたのも事実ですが、事故発生当時の毛塚駅長だけに刑事責任を問うのが正しいかどうか、歴代の駅長にも刑事責任を問うとしたらどこまでさかのぼるべきかという問題もありました。

駅長などが、定期巡回の際に鎖錠解除が行われている現場を目撃していたからといって、それだけで事故の発生まで予見できるとは思えません。刑事事件として立件するということは、被疑者に犯罪者という烙印を押すことでもあります。そのためには、予見可能性などの罪状について厳格な立証が求められることにも、御理解をいただきたいと思えます。】

(踏切保安係の確認不十分と赤ボタンの操作ミスとの2つの原因のうち、前者については検察が起訴し実刑判決が確定したことで、踏切保安係に対する社会的制裁が行われました。しかし、後者については検察が不起訴としたことで、ずさんな安全管理を続けてきた東武鉄道への社会的制裁を科すことができなくなってしまいました。このアンバランスについては、どのようにお考えですか？)

【私は、東武鉄道という会社に責任があるかどうかについては、話す立場にありません。ただ、不起訴にしたからといって、会社に何ら責任がないと言うつもりもありません。それと、遺族や被害者には、東武鉄道に対して民事で責任を追及する手段があります。刑事責任は、民事では解決できない場合の、最後に出てくる話だと考えています。】

不起訴処分の決定によって、検察が、裁判所の機能を阻害する事態を招くおそれがある問題に係る疑問

現行の法体系において、ある事件の被疑者に罪があるかないか、あるとしたらその重さはどの程度の刑罰に値するものかを最終的に判断する権限を持っているのが、検察官ではなく裁判所であることは、ここで私が指摘するまでもありません。

一方で、検察官は、現行の法体系のもとで唯一、公訴を提起する権限を付与された立場にあります。このことは、ある事件について検察官が起訴しなければ、裁判所が被疑者に罪があるかどうかなどを判断する場を設けることができず、司法が機能しなくなることを意味しています。

しかるに本件踏切惨事の場合、毛塚被疑者らに罪があると思料することに合理的な疑いを差しはさむ余地がないだけの証拠が揃っているにもかかわらず、検察は、不起訴処分という公訴権の不行使によって、事実上裁判所に代わって被疑者らに無罪の判決を下したに等しい結果を生み出したこととなります。これは、検察が、結果的に裁判所の権限を侵して一方的にこれを代行したのと同じことであり、失礼ながら、検察が、有罪とされるべき者を無罪とする「誤審」を行ってしまった疑いさえ、否定できないものです。

したがって、今回の不起訴処分については、検察が現行の法体系における権限の所在をはき違えた、不当な決定であるとの疑いさえ生じます。

このような、不起訴処分という検察の不作为が、裁判所の権限を侵し、その機能を阻害

する事態を招くおそれさえある問題についての、検察としての見解を御説明願います。

【今回の事件に限らず、起訴されて無罪判決が出た場合の被疑者の心情を考えると、有罪判決が出ると確信できないままで起訴することには、ためらいを感じます。

本件の場合、毛塚駅長などを起訴しても、裁判所は有罪（判決）をくれないだろうと判断しました。】

2．手続上その他の疑問点に関する質問

標記の「東地刑第1552号及び1553号」の2件の告発について、これを受理した旨の通知が私に対してなされなかったこと、すなわち私が不起訴処分の通知書を受け取るまで、標記の告発が受理されたのかどうかを知らされないまま打ち捨てられていたのは、一体どういうわけかについて御説明願います。

【刑事訴訟法には、告発を受理した旨の通知することについての定めがありません。】

昨年11月10日付けで星野検察官あてに送付した告発についても、受理されたか否かの通知などが未だ何もないのは一体どういうわけか、また当該告発は現時点でどのように取り扱われているのかについても、同様に御説明願います。

【星野検察官から引き継いでおり、内容に一部重複があった関係で預かりとさせていただいていましたので、本日お返しさせていただきます。ただし、今回不起訴とした以外の被疑者（信号通信課長と運転課長）については、被疑事実の説明の筋道をはっきりさせたいので、特捜部直告係に再提出していただければ、担当が誰になるかはわかりませんが必ず捜査します。】

（「引継ぎを受けてから本人への連絡もなしに半年近くも捜査をしないでほったらかしにしておいて、催促されたら一方的に返すというのは失礼ではないですか？」の抗議には答えなかった）

標記の2件に限らず「不起訴処分の理由の説明は、書面では行わない慣例になっている」旨の電話での御説明に関連して、そのように取り扱うこととされている法的根拠があるのでしたら、参考のため御教示願います。

【説明をどのような方法で行うかについては定めがなく、個々の検察官の判断に任されています。私の場合は、より詳しく説明して理由を納得していただくためには、面接がベストと考えています。】

に記した慣例については、請求人が聴覚「障害」者である場合でも同様なのでしょうか。もしも、聴覚「障害」者に対しては書面での説明を行うのだとしたら、「健常」者を書面での説明の対象から除外することが、憲法が保障する「法の下での平等」に違反する疑いが生じる疑問についての、検察としての見解を御説明願います。

【耳が不自由な方への対応方については、今後上司と検討することとします。】

今回の不起訴処分は、佐久間様お1人での決定か、複数の検察官での合議による決定かについて、御教示願います。後者である場合、合議に参加した検察官の人数と、差し支えなければ担当検察官の氏名も、御教示願います。

（「不起訴処分を決定するまでの経過について」を参照）

佐久間様が、今回の不起訴処分通知書を発信した際に「不起訴処分に不服があるときは、検察審査会にその処分の当否の審査の申立てをすることができる」旨を私に知らせてく

ださらなかった理由について、御説明願います。

【私は神様ではありませんから、自分の判断が絶対だとは思っていません。御納得いただけないようでしたら、検察審査会への申立ては告発人の権利ですから、どうぞ申し立ててくださって構いません。検察審査会で不起訴不当又は起訴相当の議決が出れば、そのときは「自分の判断には足りない部分があったのか」と総括することになるのだと思います。

なお、その場合は私ではなく、もっとベテランの検察官が捜査をやり直すことになりま
す。半沢さんと御遺族の方々が別々に審査を申し立てた場合、同一事件として一括審
査されるのか、申し立て時期がずれると別々に審査の対象となるのかは、わかりません。】

以上

記事 配達記録郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局
第693-61-62112-5号
平成18(2006)年4月12日 東京中央郵便局にて配達完了